

業務仕様書

1. 件名

舞鶴市GIGAスクール端末等の売却

2. 背景及び目的

GIGAスクール構想に基づき整備された「学習者用端末」をはじめとする使用済みの情報機器には、希少な金属資源が豊富に含まれている。国内における資源枯渇への懸念が強まる中、これらの適切なリユースおよびリサイクルを推進する重要性が増している。また、端末内の児童・生徒に係る個人情報保護の観点からも、確実なデータ消去を伴う適正な処分が不可欠である。

このような状況を受け、関係三省（文部科学省・経済産業省・環境省）より、令和5年10月26日付で「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」が通知され、望ましい処分方法が示された。本業務は、同通知の趣旨に則り、当市が保有する学習者用端末等の適正な売払い処分を行うことを目的とするもの。

3. 受託条件

受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。)を受けていること。または、資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者（製造事業者でない場合は Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証する書類等を提出すること。

4. 業務内容

舞鶴市（以下、「甲」という。）は、GIGAスクール端末の残存価値を踏まえ、有償で売払いを行う。

- (1) 乙は、甲の小中学校で使用していたGIGAスクール端末等を回収し、回収したGIGA端末等を再使用・再資源化する。
- (2) 乙が小型家電リサイクル法第10条第3項の認定事業者である場合は、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、業務を実施すること。
- (3) GIGA端末に含まれるデータの消去を、「10.処分方法」に定める方法で確実に実行し、データ消去完了証明書を発行する。
- (4) 端末の残存価値を踏まえ有償売払いを行うにあたり、回収に必要な車両・運搬や作業経費等を踏まえ、1台当たりの買取金額を算出すること。

5. 契約期間及び履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

6. 引渡し予定物品

別紙 1 「引渡し予定物品一覧」のとおり。但し以下の点を踏まえた価格とすること。

- (1) GIGA端末本体 (iPad第7世代Wi-fiモデル32GB)
 - 甲において、MDMによる初期化を実施済み。なお、電源不良等で通信が不可となった端末を除く。
- (2) GIGA端末の付属品 (充電機器・キーボードケース、保護フィルム等)
 - 一覧に記載のない周辺機器及び付属品等についても、協議のうえ回収・処分を行うこと。

7. 予定数量

別紙 1 「引渡し予定物品一覧」のとおり。但し以下の点を踏まえた価格とすること。

- 予定数量と回収後の数量が異なる場合は、甲乙協議の上で最終台数を確定するものとする。
- 再使用が困難な故障品・破損品等は可能な限り買取台数に含むこと。なお、買取台数に含められない分については、回収・処分は行うが売払い対象外とする。

8. 引渡し場所

舞鶴市立旧由良川中学校 (京都府舞鶴市字中山 9 0)

- 甲において、引渡し予定物品は回収し、当該引き渡し場所に集約済み。

9. 引渡しの方法

- (1) 甲及び乙は、契約締結後に改めて対象品の引渡し日時、場所、品目及び数量等について事前に協議を行い、乙は協議結果に基づき、引渡しに必要な車両、作業員、梱包材、業務の完遂に必要なものを手配すること。
- (2) 引渡しの際に、乙が指定する方法による梱包が必要な場合は、当該梱包に係る作業は、乙が実施するものとする。
- (3) 乙からの代金の納入を舞鶴市が確認した後、対象品の引渡しを行う。
- (4) 引渡しに係る全ての作業及び費用は乙の負担とする。

10. 処分方法

- (1) 乙が小型家電リサイクル法第10条第3項の認定事業者である場合は、小型家電リサイクル法を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。
- (2) GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。一例として、以下のような措置を想定しているが、詳細は契約締結後に協議・確認すること。
 - 作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置
 - 作業者の不正防止策 (記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等) の実施
 - 異常を検知する警備システムの導入等
- (3) 処分(再使用・再資源化)にあたっては、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。
- (4) 故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破碎処理を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、SSD・eMMCを使用している端末は

HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。

- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が端末 1 台毎に記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) GIGAスクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

11. 処分方法の確認

乙から提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに再資源化を行う場合は引渡し品が再資源化された旨を報告するものとする。

12. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議しその指示に従うこと。

13. 留意事項

(1) 損害賠償

- 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。